

日弁連総第55号
2011年(平成23年)8月5日

福島刑務所長 佐藤 洋 殿

日本弁護士連合会
会長 宇都宮 健 児

勸告書

当連合会は、X氏申立てに係る人権救済申立事件(2008年度第20号及び2009年度第5号)につき、以下のとおり勸告する。

第1 勸告の趣旨

貴刑務所は、申立人が2008年7月、弁護士、弁護士会及び当連合会(以下「弁護士等」という。)あての信書7通を、封をした状態で刑務官に提出してその発信を求めたところ、申立人に対し一律にその開封を求め、申立人がこれに従って開封をしないとその発信が著しく困難な状況のもとでこれを開封させ、その内容を検査した上で、これら信書の発信を認める措置をとった。

しかしこれらの処置は、憲法13条、21条及び32条、並びに国際人権(自由権)規約19条2項、14条1項等の国際準則、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律127条により保障された受刑者が法的な問題について専門家ないし専門機関である弁護士等と自由かつ秘密に通信する権利、ひいてはその裁判を受ける権利を侵害するものである。

よって当連合会は、貴刑務所に対し、以下のとおり勸告する。

- (1) 受刑者が弁護士等あての信書の発信を求めた場合、原則として検査の必要がないものとして取り扱い、具体的根拠に基づき刑事施設の規律及び秩序の維持等の拘禁目的を阻害する現実的危険性が信書外の事情から認められる場合にのみ、検査をなし得るものとする。
- (2) 受刑者が発信を求めた弁護士等あての信書が、とりわけ刑務所において自己が受けた処遇に関するものである場合には、そのことを口頭で確認するにとどめ、信書外の事情から刑事施設の規律及び秩序を害する高度の現実的具体的危険性が存在するなどの特別の事情がない限り内容の検査をしてはならないものとする。
- (3) 上記(1)又は(2)によって検査をしてはならない場合には、その信書が封をされた状態で提出されたときでも、外形などから異物混入の合理的疑いが認められない限り、これを開封させることなく発信させること。

第2 勸告の理由

別紙「調査報告書」記載のとおり。

**福島刑務所における
弁護士等宛信書開封に関する人権救済申立事件
調査報告書**

2011年7月14日
日本弁護士連合会
人権擁護委員会

事件番号 2008年度第20号, 2009年度第5号

受付日 2008年7月28日, 2009年3月27日(福島県弁護士会から
移送)

申立人 X

相手方 福島刑務所長

第1 結論

福島刑務所長に対し, 別紙のとおり勧告するのを相当とする。

なお, 併せて, 法務大臣及び全国の矯正管区に参考送付することが相当である。

第2 申立ての趣旨

福島刑務所にて受刑中の申立人が, 2008年7月14日に弁護士, 福島県弁護士会人権擁護委員会委員長及び当連合会人権擁護委員会委員長あての信書3通, 同月22日に同一の3名あて及び福島県弁護士会会長あての信書4通を, 封筒に糊付けによる閉封をした上で発信を求めたところ, 検査のために開封を強制された。これら弁護士, 弁護士会及び当連合会(以下「弁護士等」という。)にあてた信書を開封させるのは, 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(以下「刑事被収容者処遇法」又は「法」という。)等に反する違法な行為であるので, 是正のための措置を求める。

なお, 前記2009年度第5号事件の申立ての趣旨は, これと同様のものを, 福島県弁護士会あてに求めたものである。

第3 調査の経過

2008年

7月28日 2008年度第20号事件受付

9月20日 当連合会の申立人への補正依頼に対する回答書受信

2009年

3月27日 2009年度第5号事件受付

4月23日 本調査開始(2008年度第20号事件)

5月14日 本調査開始(2009年度第5号事件)

8月11日 福島刑務所あて照会書発信

8月28日 福島刑務所からの同月26日付け回答書受信
(以下「回答書」という。)

12月 1日 福島刑務所あて照会書(2回目)発信

2010年

- 1月25日 福島刑務所からの同月22日付け回答書受信
(以下「回答書」という。)
- 5月7日 福島刑務所あて照会書(3回目)発信
- 9月8日 福島刑務所からの同月6日付け回答書受信
(以下「回答書」という。)

第4 認定した事実

1 申立人が2008年7月中に発信した信書のあて先及びその記載事項は、次のとおりである(回答書)。

- (1) 7月4日 福島県弁護士会人権擁護委員会 A
福島県弁護士会からの照会事項に対する回答
- (2) 7月8日 福島県弁護士会人権擁護委員会 A
7月4日付け回答書に追加するとした意見書
- (3) 7月17日 福島県弁護士会人権擁護委員会 A
自己が受けた処遇に関するもの
- (4) 7月17日 法テラス福島 B
自己が受けた処遇に関するもの
- (5) 7月17日 日本弁護士連合会 C
内容証明書の返戻に関するもの
- (6) 7月18日 D 弁護士
自己が受けた処遇に関するもの
- (7) 7月24日 福島県弁護士会会長 E
自己が受けた処遇に関するもの
- (8) 7月24日 弁護士 B
自己が受けた処遇に関するもの
- (9) 7月24日 弁護士 A
自己が受けた処遇に関するもの
- (10) 7月24日 日本弁護士連合会 C
自己が受けた処遇に関するもの

なお、前記「A」は福島県弁護士会人権擁護委員会委員長(当時)、「B」は法テラス福島の常勤弁護士(当時)、「C」は当連合会人権擁護委員会委員長(当時)、「D 弁護士」はNPO法人監獄人権センター副代表のD 弁護士である。

2 申立人は、前記のうち、7月14日に(3)、(4)及び(5)の3通、同月22日に(7)、(8)、(9)及び(10)の4通の少なくとも計7通を、封筒に入れて封をした状態で刑務官に提出し、その発信を出願した(本件申立書、回答書)。

相手方は、これら7通全部について、刑事被収容者処遇法127条2項本文に基づき、同項3号に該当するかどうかの確認をするため、必要な限度において検査を実施する必要があるとして、申立人に対し、開封するように指導した(回答書)。

この際、申立人は、相手方職員から「開封して出さないと罰に落とすぞ。」などと言われたと述べているが(補正依頼に対する2008年9月20日付け申立人回答書)、相手方は、そのような事実はないと回答している(回答書)。

申立人の主張以外に前記事実を裏付ける証拠はなく、相手方職員が前記発言をしたとまで認定することはできない。ただ申立人としては、少なくとも開封を求められてこれを拒否すれば、発信そのものが困難になることを想定せざるをえない立場にあったと推認されるから、相手方は「開封するように指導」したものだということの、実質的に開封を余儀なくされたものと考えられる。

そして申立人は、この相手方の要求に従い、自ら開封した。

3 相手方は、前記各信書について、処遇部門事務室内の書信係席において、所長の指名を受けた職員が、内容物の検査及び信書の記載内容の検査を行った。これら検査は、申立人の面前で行ってはいない。相手方はこれを、法127条1項に基づいて行ったという(回答書)。

4 相手方によると、法127条1項の検査の必要性は、前記の信書全通について認められた。これら信書が同条2項の対象となる信書であることを前提とし、同項ただし書記載のとおり「刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあると認められる特別な事情があるか否か」を確認するための検査が必要であったためである、という(回答書)。

なお相手方は、弁護士等あてでない一般の信書の検査の必要性は、施設の規律及び秩序の維持、受刑者の矯正処遇の適切な実施等を考慮してその必要性を判断している、という(回答書)。

5 相手方の回答によると、相手方は前記信書全通につき、ア．自己が受けた処遇に関して弁護士との間で発受する信書に該当することを確認するために必要な限度の検査、及びイ．刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあると認めべき特別な事情があるか否かの検査を行った。そしてア及びイの検査の内容としては、「自殺を企てる又は集団での暴動を企てる等の他受刑

者の改善指導の妨害等の記述がないかなどの検査」ということである、という（回答書 ）。

なお相手方は、回答書 においては、「いずれの信書も、法第127条第2項ただし書きの『特別の事情』が認められなかったことから、同項本文に基づき必要な限度において検査し」と回答し、前記イ「刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあると認めるべき特別の事情の有無」を信書の記載内容外の事情から判断したかのように主張している。

これは、相手方の従来主張を改めたものであるが、このように基本的な見解を改めること自体からも、その主張は信用性に乏しい。

- 6 検査の態様としては、信書の内容の一部を閲読する方法で検査を行ったと回答するが、具体的な閲読方法については回答をしない（回答書 ）。

しかし、申立人が当連合会あるいは福島県弁護士会あてに発信した信書には、その全ページに「 」のマークが押印されており、実際には相手方は信書全体を詳細に閲読していたことが推認される。

- 7 申立人からの発信は、2008年8月以降は、封をしない状態で提出されている（回答書 ）。

- 8 以上によれば、相手方は、2008年7月中に申立人から弁護士等あてに発信の申し出がされた10通の信書全部について、法127条2項3号の「自己が受けた処遇に関し弁護士法第3条第1項に規定する職務を遂行する弁護士との間で発受する信書」に「該当することを確認する」対象とし、少なくとも「信書の内容の一部を閲読する方法で」、法127条1項の検査として、ア．前記「該当することを確認するために必要な検査」をし、及びイ．「刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあると認めるべき特別の事情の有無」の検査ないし調査をし、その内容から、「自殺を企てる又は集団での暴動を企てる等の他受刑者の改善指導の妨害等の記述がないかなどの検査」を行った。そして、これら10通の信書のうち封をした状態で発信の申し出がされた7通の信書については、その全部を開封させた上、これらの検査ないし調査をしたものである。

第5 判断

1 本件の問題の所在

本件は、申立人が弁護士等の法的な専門家ないし専門機関に対して、主として「受刑者が自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇」（法127条2項3号）に関して発信しようとした信書について、相手方福島刑務

所がその全通の内容の閲読による検査を行い、しかも申立人が糊付けで封をして提出した信書については、その全通を開封させてこれら検査を行ったという事案である。

ここには、弁護士等の法的専門家及び専門機関に対する信書の検査がそもそも許されるのか、仮に一定の場合に許されるとしても、それが刑務所における自己の処遇に関するものである場合に内容の検査まで許されるのか、という問題がある。

本件では、前記のような相手方の措置が、日本国憲法及び国際準則に照らしてどう評価されるべきか、また実定法としての刑事被収容者処遇法の条項に適合するかどうか、そして、申立人の人権を侵害するものでないかが問われているのである。

2 刑事被収容者処遇法の規定とその趣旨

(1) 法127条は、受刑者の信書の検査について次のように規定する。

1項 刑事施設の長は、刑事施設の規律及び秩序の維持、受刑者の矯正処遇の適切な実施その他の理由により必要があると認める場合には、その指名する職員に、受刑者が発受する信書について、検査を行わせることができる。

2項 次に掲げる信書については、前項の検査は、これらの信書に該当することを確認するために必要な限度において行うものとする。ただし、第三号に掲げる信書について、刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあると認めるべき特別の事情がある場合は、この限りでない。

一 受刑者が国又は地方公共団体の機関から受ける信書

二 受刑者が自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇に関し調査を行う国又は地方公共団体の機関に対して発する信書

三 受刑者が自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇に関し弁護士法第三条第一項に規定する職務を遂行する弁護士（弁護士法人を含む。以下この款において同じ。）との間で発受する信書

この規定によると、原則として信書の検査は行わず、例外的に必要性がある場合にのみ検査を行う。そして、官公署からの受信文書及び処遇問題に関する官公署への発信文書については、その検査が必要と認められる場合でも、「これらの信書に該当することを確認するために必要な限度において」検査するものとされ、また、刑事施設における自己の処遇に関する弁護士（弁護士法3条1項の職務を遂行する弁護士）との間の発受信文書についても、原

則的には同様の扱いであるが、「刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあると認めべき特別の事情」がある場合には、これらの信書に該当するかどうかを確認するために必要な限度を超えて検査をすることができるとされている。

(2) 旧監獄法は、公文書の受信については「披閲シテ之ヲ本人ニ交付ス」と規定したが（同法48条）、それ以外の信書の発受については「受刑者及ビ監置ニ処セラレタル者ニハ其親族ニ非サル者ト信書ノ発受ヲ為サシムルコトヲ得ス但特ニ必要アリト認ムル場合ハ此限ニ在ラス」と規定し（同法46条2項）、親族以外は原則として信書の発受を認めず、法的な外部交通についても一般の信書と区別されず、一般的に禁止された上で、裁量によって例外的に与えられる恩恵的利益として性格付けされていた。そして、「在監者ノ発受スル信書ハ所長之ヲ検閲ス可シ」（同法施行規則130条1項）、「発信ハ封緘ヲ為サスシテ之ヲ所長ニ差出サシメ受信ハ所長之ヲ開披シ検印ヲ押捺ス可シ」（同条2項）と規定され、例外なく検閲が行われ、そのために信書は封をしない状態で所長に提出することとされていた。

(3) このような旧法の規定は、外部交通に関する国際的な準則からかけ離れており、多数の訴訟も提起されていた。そのため、今次の行刑改革においても、信書を含む外部交通権の重要性が強調され、その保障、拡大が大きな眼目とされた。

その一環として、行刑改革会議提言（2003年12月22日）においては、「受刑者であっても、訴訟の遂行等法律上の重大な利害に係る用務を処理することが否定されるべきではなく、その処理のためには、外部交通が重要な手段であることも明らかである。さらに、職員が受刑者に対して人権侵害行為に及んだ場合に、受刑者が萎縮することなく、人権救済等を求めることができるようにすることが重要であり、そうした環境を整えておくことは、人権救済等を実効あらしめることに役立ち、その種事案の再発防止にも有効である」（22頁）と述べられ、その重要性が確認されている。

続けて、同提言は、「受刑者が、人権救済等を求めるため、裁判所、検察庁、法務局、弁護士会又は弁護士に信書を発信することを求める場合は、信書の検査としては、及び のことを確認するにとどめる。そして、これらのことが確認できた場合には、その発信を認めることが相当である。ただし、 に掲げた機関等に対する信書を用いた不正連絡事案もないわけではなく、及び のことを確認する過程で、その発信によって、刑罰法令に触れる結果が生ずるおそれ又は逃走等施設の規律秩序を著しく害する結果が生ず

るおそれがあると認められる場合には、行刑施設の社会的責務等からして、そのまま発信を許可することは相当ではなく、全部又は一部の発信禁止処分ができるものとする。」(25頁)と述べている。

法127条は、この提言を受けて、若干の修正や制限を加えて立法化されたものである。

この新法においては、基本的に、親族以外の者とも信書の発受ができること、信書は検閲をしないこと等が原則とされ(法126条、127条)、旧法とはその原則と例外が逆転されて、受刑者の信書に関する外部交通の権利が認められたものと言える。そして、例外的に必要な事情がある場合に、その制限や検査や差止め等ができるものとされたのである。さらに、刑務所での処遇に関するものその他の人権救済等、法的な問題に関する信書については、一般の信書とは別異の取扱いがなされるべきことも、その改正の趣旨・内容に含まれているということが出来る。

- (4) ちなみに、受刑者の新聞社あての信書の発信を不許可とし、旧監獄法46条2項(「受刑者・・・ニハ其親族ニ非サル者ト信書ノ発受ヲ為サシムルコトヲ得ス但特ニ必要アリト認ムル場合ハ此限ニ在ラス」)が問題になった裁判では、同条項を合憲限定解釈し、「表現の自由を保障した憲法21条の規定の趣旨、目的にかんがみると、受刑者のその親族でない者との間の信書の発受は、受刑者の性向、行状、監獄内の管理、保安の状況、当該信書の内容その他具体的事情の下で、これを許すことにより、監獄内の規律及び秩序の維持、受刑者の身柄の確保、受刑者の改善、更生の点において放置することのできない程度の障害が生ずる相当のがい然性があると認められる場合に限り、此を制限することが許されるものというべきであり、その場合においても、その制限の程度は、前記の障害の発生防止のために必要かつ合理的な範囲にとどまるものと解するのが相当である。」(最1小判平成18年3月23日・判例時報1929号37頁)とした。

この判決は、親族以外の者との信書の発受は刑務所長の裁量とされていた旧監獄法の下でも、その制限ができる場合を相当厳しく限定しようとするものであり、この最高裁判決に照らしても、外部交通権についての制限は、特に慎重に考察される必要がある。

3 外部交通における法的コミュニケーションの重要性と権利性

- (1) 前記のような新法の下では、受刑者の外部交通は、憲法13条の人格権並びに憲法21条、市民的及び政治的権利に関する国際規約(以下「自由権規約」又は「B規約」という。)19条2項の表現の自由の一内容として、権

利として実定法上も保障されていると考えられる。しかも、本件で問題となっているような、受刑者が自己の処遇に関して弁護士等と発受する信書は、刑務所の処遇に対する国家賠償請求訴訟準備的ないし人権救済申立的な法的コミュニケーションに関する信書である。そして、これらの法的コミュニケーションに関する信書については、憲法32条、自由権規約14条1項の裁判を受ける権利（裁判へのアクセス権）の実質的保障の観点が重要である。この観点からは、当事者間の実質的平等が図られる必要があり、自由かつ秘密のコミュニケーションの保障が不可欠である。

(2) この点、徳島刑務所における弁護士との面会を30分以内に制限し職員が立ち会った事件に関する高松高裁平成9年11月25日判決（判例時報1653号117頁）は、「自由権規約（B規約）14条1項は、その内容として武器平等ないし当事者対等の原則を保障し、受刑者が自己の民事事件の訴訟代理人である弁護士と接見する権利をも保障していると解するのが相当であり、接見時間及び刑務官の立会いの許否については一義的に明確とはいえないとしても、その趣旨を没却するような接見の制限が許されないことはもとより、」「監獄法及び同法施行規則の接見に関する条項については、受刑者が自己の民事事件の訴訟代理人である弁護士と接見する権利にも配慮した解釈がなされなくてはならない。」としたうえで、「訴訟における『武器平等の原則』に反し、裁判の公正が妨げられる」ことのないよう、必要な場合には接見時間の制限を緩和し、立会いなしで接見を認めるべきであるとして、その趣旨を没却するような接見時間の制限及び刑務所職員の立会いは違法であるとの判断枠組を示した。

また、同判決は、自動執行力があると考えられている自由権規約14条1項（すべての者は、その刑事上の罪の決定又は民事上の権利及び義務の争いについての決定のため、法律で設置された、権限のある、独立の、かつ、公平な裁判所による公正な公開審理を受ける権利を有する。）を解釈するに際して、条約法に関するウィーン条約31条3項(b)(c)（条約解釈の考慮事項の規定）に該当しない場合であっても、ヨーロッパ人権裁判所の判断や国連被拘禁者保護原則の規定が指針として考慮しうる、そして自由権規約に基づく国際人権（自由権）規約委員会の見解（view）も自由権規約14条1項の解釈にあたり参考にすべきであると判示している点で注目される。

すなわち同判決は、ヨーロッパ人権裁判所が個別事件において、「ヨーロッパ人権条約6条1項の権利には受刑者が民事裁判を起こすために弁護士と面接する権利を含む」、「面接に刑務官が立ち会い、聴取することを条件

とする措置は6条1項に違反する」と判断しているが、この判断は、そこに含まれる一般的法原則あるいは法理念についてはB規約14条1項の解釈に際して指針としうる、国連被拘禁者保護原則18（被拘禁者の外部交通権についての規定。内容は後述）は、被拘禁者保護について国際的な基準としての意義を有しており、B規約14条1項の解釈に際して指針となりうる、

国際人権（自由権）規約委員会が、モラエル対フランス事件において、「B規約14条1項における公正な審理の概念は、武器の平等、当事者対等の訴訟手続の遵守を要求していると解釈すべきである」との見解を示していることも同項の解釈について参考とすべき事情といえる、と判示した。

この控訴審判決は、すべてを施設長の裁量の範囲内とする最高裁第一小法廷平成12年9月7日判決（判例時報1728号17頁）により破棄されたが、遠藤裁判官反対意見は、憲法32条は公平な裁判所の裁判を受ける権利を保障しており、事実上、同権利を阻害するおそれを生じることのないよう十分考慮されなければならないとし、民事訴訟の準備のためには弁護士と長時間秘密裡に打ち合わせなければならない場合があり得るのであり、そのための接見条件の解除の必要性が社会通念からみて十分肯定されるにもかかわらず、合理的理由なく解除を認めなかった場合には、裁量権の逸脱濫用として違法となり得るところ、刑務所処遇に関する国家賠償請求事件の場合、実質上の被告は刑務所自身であるから、当該刑務所職員による接見立会いは「誰の目から見ても余りにも不公平であることは明らか」であり、容認すれば公平な裁判を受けさせる理念は完全に没却するのであって、本件処分は違法であると断じている。

なお、この事件の最高裁多数意見は旧監獄法の規定を前提にするものであって、新法＝刑事被収容者処遇法についてはもはや妥当しないといえる。

(3) また、当連合会は、「受刑者の出廷権侵害に関する人権救済申立事件」における法務大臣あて勧告書及び最高裁長官あて意見書（2007年11月6日付け）にて、裁判を受ける権利と刑務所の規律・秩序との関係について、次のように述べた。

すなわち、「裁判を受ける権利（憲法32条）は、基本権を確保するための基本権として法の支配の不可欠の前提となり、自己決定の原則とデュープロセス思想に密接に結びつき、近代立憲主義を体現するものとして重要な意義を有する。したがって、裁判と評価されるためには、ふさわしい内実を備えた適正手続の保障が要求され、そのため憲法82条1項にいう公開の対審手続（当事者が裁判所および相手方の面前で口頭にて自己の主張・立証を行

う機会が十分与えられていること)が保障されねばならない。それは、訴訟当事者は相手方との関係で実質的に不利・偏頗な立場に置かれることがない条件・環境下で自己の主張を行う合理的な機会が保障されねばならないことを意味し(武器の対等)、そのために必要な場合、自ら裁判所に出廷する権利が妨げられてはならない。したがって、出廷権の保障は、裁判の本質、自己決定の原則、適正手続保障、対審手続保障、公正な審理を受ける権利、武器対等の原則に根ざすものであり、憲法32条、82条1項、31条、13条、国際人権B規約14条1項によって保障された人権であるといわねばならない。」よって、その制限は必要最小限に止められねばならず、「拘置所内の規律及び秩序の維持に放置することができない程度の障害が生ずる具体的蓋然性があると十分な根拠に基づいて認められ、そのため出廷を制限することが必要かつ合理的と認められる場合に限り、出廷を不許可とすべきこと。」とした。

本件は、出廷権の事案ではないが、重要な外部交通の手段である信書、特に弁護士等あての信書の取扱いの問題であり、前記出廷権に関する勧告等で当連合会が確認した裁判を受ける権利の実質的保障の観点から、本件の弁護士等あての信書の検査、開封の在り方を検討するに当たっても、斟酌される必要がある。

(4) 次に、外部交通に関する基本的な国際準則を確認しておく。

まず、国連の被拘禁者保護原則、第18の4項は、「被抑留者又は被拘禁者の弁護士との面会は、法執行官の見える範囲内で行われてもよいが、聴取できる範囲内で行われてはならない」と規定する。

また、1990年9月に犯罪予防及び犯罪者処遇に関する国際連合第8回会議において採択された「弁護士の役割に関する基本原則」(弁護士基本原則)は、その第8において、「逮捕、拘留または拘禁されたすべての者は、遅滞、妨害または検閲なく、完全な秘密を保障されて、弁護士の訪問を受け、弁護士と通信及び相談するための十分な機会、時間及び設備を与えられなければならない。この相談は、法執行官の見る範囲内で行われてもよいが、聴取し得る範囲内であってはならない。」と規定しており、身柄を拘束された刑事被拘禁者にとって弁護士との外部交通はとりわけ重要であり、基本的に妨害されてはならないことが確認されている。

これらの国際準則は、国内法として自動執行力があるわけではないが、自動執行力を有する自由権規約などを解釈するに際しての指針ないし参考となしうるものと考えられ、その限度ではあるが法源性を有するということがで

きる（前述の高松高裁平成9年11月25日判決参照）。

そして、被拘禁者処遇最低基準規則を基本とするこれら国連の基準を実効あらしめることを目的に国連NGO「ピナル・リフォーム・インターナショナル」(PRI)が作成、提供した“Making Standards Work an international handbook on good prison practice”(国際処遇基準ハンドブック)は、前記原則等に関し、「弁護士との接触は、刑事施設に収容されている状況にあっては、最大限の重要性をもつことになる。弁護士との接触は、妨害を受けず、秘密のものである必要がある」、「この秘密性と不干涉の特権は、上述の全ての意思疎通の形態（通信、電話など）に適用される。このことは、施設職員が弁護士の手紙を開封したり、弁護士からの電話を盗聴したりしてはならないことを意味する」、と強調している（村井敏邦監訳『刑事施設と国際人権』129～130頁（日本評論社、1996年））。

さらに、現在では全ての信書を警備上の理由で検閲する管理上の意味はないとされており、禁制品混入の検査についても、職員が被収容者の面前で信書を開封するやり方をし、禁制品が同封されていないことを確認した場合には、信書の内容には目を通さずに手渡す方法が推奨されている（アンドリュウ・コイル『国際準則からみた刑務所管理ハンドブック』111頁（財団法人矯正協会、2004年））。

- (5) 以上検討してきたように、受刑者の外部交通、特に弁護士等と信書の発受を行う法的な外部交通は、憲法13条、憲法21条及び自由権規約19条2項のみならず、憲法32条及び自由権規約14条1項にも根拠を有し、弁護士等との自由かつ秘密の法的コミュニケーションの保障は憲法上も国際基準からも重要で必要不可欠な権利であることからすると、その制約は例外的な場合にのみ許され、制約が許される場合であっても、その制約は必要最小限度で認められるに過ぎないと解すべきである。

これは、刑事被収容者処遇法が第2章第11節「外部交通」の冒頭の110条で「この節の定めるところにより、受刑者に対し、外部交通…（中略）…を行うことを許し、又はこれを禁止し、差し止め、若しくは制限するに当たっては、適正な外部交通が受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰に資するものであることに留意しなければならない。」と刑務所における処遇の観点からも外部交通の充実を図ろうとしている趣旨に添うことである。

さらに刑事被収容者処遇法73条2項が、刑事施設の規律及び秩序の維持という「目的を達成するため執る措置は、被収容者の収容を確保し、並びにその処遇のための適切な環境及びその安全かつ平穏な共同生活を維持するた

め必要な限度を超えてはならない」と規定している趣旨（比例原則）にも適合するものである。

4 刑事被収容者処遇法 127 条において信書の検査は例外であること

(1) 以上を踏まえて、法 127 条等の条項をどのように解すべきかを検討することとする。

まず、法 126 条は、弁護士等との間の信書に限らず、信書一般について、原則として「他の者との間で信書を発受することを許すものとする」と規定している。信書の発受は、できることが大原則とされているのである。

その上で法 127 条 1 項は、弁護士等との間の信書に限らず、信書一般について、一定の場合（刑事施設の規律及び秩序の維持、受刑者の矯正処遇の適切な実施その他の理由により必要があると認める場合）にのみ検査をすることができる、すなわち、原則としては検査をせず、「必要があると認める場合」についてのみ例外的に検査をするものとしているのである。

「被収容者の外部交通に関する訓令の運用について（依命通達）」（法務省矯正 3350 号，平成 19 年 5 月 20 日付け）の第 10 項(1)も、「信書の検査は『必要があると認める場合』（法第 127 条第 1 項）に行うものであるから、職員の業務負担も考慮しつつ、検査の要否を適切に判断し、漫然と検査を行わせる運用とならないよう留意すること。」と規定している。

このように現行法上、信書一般の検査においても、原則としては検査はせず、必要性のある場合にのみ検査をするという建前になっているのである。

(2) 一般の信書ですら、その検査は例外として位置づけられているのであるから、ましてや、前項で検討したように、受刑者との自由かつ秘密のコミュニケーションが保障されなければならない弁護士等との信書の発受については、その検査は原則として許されないと考えなければならない。

ところで、信書一般の検査について、刑事施設の規律秩序を害し、又は矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがある者との間での信書の発受か否かについて、法 128 条による発受の禁止の可否を判断する場合、法 129 条により信書内容による信書の差止め等の判断をする場合、信書の内容に表れる受刑者の心情に影響を与える事情や改善更生の意欲の程度などを把握する必要がある場合、に検査を行う「必要性」が認められるとする見解がある（林真琴，北村篤，名取俊也『逐条解説刑事収容施設法』646 頁（有斐閣，2010 年））。この見解については、先に指摘した最高裁第一小法廷平成 18 年 3 月 23 日判決が、親族でない者との信書についても「放置することのできない程度の障害が生ずる相当のがい然性が認められる場合

に限って」制限することができるとしている趣旨に照らしても、検査の必要性を広く認めすぎるものとして疑問があるところである。

しかしこの見解を踏まえても、弁護士等との間で発受する信書について前記 ないし の理由で検査が必要となる場面があるとは、通常考えられない。すなわち、 弁護士等が、法 128 条にいう「犯罪性のある者その他」信書の発受により規律・秩序を害したり、矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれのある者に該当するとは到底考えられないし、 弁護士等との間の信書が、法 129 条に列挙するような暗号の使用、刑罰法令に触れるおそれ、威迫、侮辱その他に該当することは定型的に考えがたく、また、 弁護士等との間の法的問題に関する信書の内容から「受刑者の心情に影響を与える事情や改善更生の意欲の程度などを把握する」というのは本来不当である。

したがって、そもそも法律の専門家及び専門機関である弁護士等との信書の発受について、法 127 条 1 項にいう「刑事施設の規律及び秩序の維持、受刑者の矯正処遇の適切な実施その他の理由により必要があると認める場合」は、ほとんどないと考えるべきである。すなわち、弁護士等との間の信書の発受は、同条 2 項の該当性検査以前の同条 1 項の必要性の問題として、原則として検査の必要性はないものと観念されるべきものであり、弁護士等との間の信書の検査の「必要があると認める場合」とは、ごく例外的に、具体的根拠に基づき規律及び秩序の維持等の拘禁目的を阻害する現実的危険性が認められるような場合に限られると解すべきである。弁護士等との間の信書であれば、当然のように同条 2 項の該当性検査をしてよいかのごとき運用実態が、本件を含めて罷り通っているように見受けられるが、このような運用は根本的に誤りである。

- (3) 本件において、相手方は、本件信書全通につき、検査の「必要性」があったとして取り扱っている。その理由は、法 127 条 2 項ただし書記載の「刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれのあると認められる特別な事情があるか否か」を確認するためであると回答している（回答書）。

しかし後述のとおり、規律、秩序阻害に関する特別事情は信書外の事情から判断すべきであり、特別事情の有無を判断するために信書検査の必要性があったというのは本末転倒である。しかも、弁護士等との間の信書は法 127 条 2 項に基づき「特別の事情」があるかどうかを信書の内容に基づいて検査する（回答書）というのでは、弁護士等との間の信書は全通を検査するということになってしまう。

相手方も、一般の信書については、施設の規律及び秩序の維持、受刑者の

矯正処遇の適切な実施等を考慮し、必要があると認める場合に検査を行っている、と回答している（回答書）。

一般の信書ですら、施設の規律及び秩序の維持、受刑者の矯正処遇の適切な実施等を考慮し、必要があると認める場合にしか検査が行われていないにもかかわらず、より秘密性が要求される弁護士あての信書については全通の検査が行われるというのは、全く合理性がないと言わなければならない。

- (4) 日本の刑事施設当局は、人権侵害を外部に訴えたり、弁護士を委託して裁判を起こすこと自体を監獄秩序に対する反逆とみなし、このような被収容者を「好訴性収容者」などと呼んで、他への影響を防ぐという名目で、厳正独居拘禁処分などの不利益処分を行う傾向が存在した、と指摘されている（菊田幸一、海渡雄一編『刑務所改革』131頁（日本評論社、2007年））。外部への告発を過度に嫌う刑務所の傾向が、新法になった後も継続し、弁護士あての信書については法の趣旨に反し、一般の信書に比べても強い制限が課されている実態があると考えられる。

以上から、弁護士等あての信書について、施設の規律及び秩序を害する具体的現実的危険性の有無にかかわらず、法127条1項の検査の必要性があるとしている運用は、同項の趣旨をも逸脱し、違法である。

5 該当性検査の「必要な限度」と内容検査の可否

- (1) 次に、法127条2項は、各号に掲げる信書、すなわち官公署からの受信文書、処遇問題に関する官公署への発信文書及び処遇問題に関する弁護士との間の発受文書については、「これらの信書に該当することを確認するために必要な限度において」検査を行う旨規定しているが、この「必要な限度の検査」とはいかなる検査をいうと解すべきかを検討する。

ここで特に問題になるのが、「受刑者が自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇に関し」弁護士との間で発受する信書に該当することを確認するために行う「必要な限度の検査」が、内容にわたる検査を含むのか外形の検査にとどまるのかという点であるが、これについては、法127条2項の文言からは必ずしも明確ではない。しかし、この「検査」は外形的な検査に限られ、内容にわたる検査は許されないと解すべきである。

- (2) その理由は、以下のとおりである。

前記該当性に関する「必要な限度の検査」がいかなる検査であるか、特に弁護士との間の信書の該当性検査について解釈するにあたっては、先に検討したように、裁判を受ける権利（裁判へのアクセス権）を実質的に保障するための重要な手段であるという法的コミュニケーションの特性を十

分考慮し、その信書の検査等による制約が認められる場合があるとしても、それは例外的に必要な最小限度で許されるにすぎないとの観点が必要不可欠である。

ことに、刑務所において自己が受けた処遇について法的な救済を求めることに関する信書は、当該問題についての相手方当事者が刑務所自身なのであるから、そのやりとりの内容を相手方当事者がチェックできるというのでは、余りに不平等であり、法的な救済及び裁判を受ける権利の保障としての基本的な性質に反する。すなわち、自己の処遇に関する弁護士あての信書について内容の検査まで認められるのであれば、受刑者が萎縮することなく人権救済等を求めることができるようにしようとした改正法の趣旨が没却され、武器対等の原則にも反することになる。したがって、かかる信書については、自由かつ秘密のコミュニケーションの保障が、このほか必要不可欠である。

ところが、本件にも見られるように、新法施行後の運用状況は、弁護士あてのものであるかどうかを確認し、かつ自己に対する処遇に関するものであるかどうかを確認するためという理由から、信書の内容のほとんどを閲読する方法による検査が横行していると思われるが、改正法の趣旨を没却させないためにも、このような現状を追認するような解釈を行うべきではない。

弁護士との間で発受する信書かどうかの確認は、封筒のあて名、発信者、住所の記載を確認することによって可能である。仮に、より厳密性、特定性を求めるならば、例えば、弁護士から受信する信書については特別な封筒を用いる、弁護士会の発行する連続番号入りのシールを貼るなど、内容検査を行わない方法も、工夫次第で十分可能である。現実にそのような体制が整えられていないことは、内容検査を正当化する理由とはならない。

さらに、前記体制が整備されていなくても、例えば、受刑者の面前で検査を行い、自己の処遇に関するものであることを口頭で確認する、あるいは、自己の処遇に関するものであることが確認できる部分を受刑者に指示させる等の方法でも確認は十分可能である。内容検査が行われてしまった場合の結果の重大性を考えると、まずは他の手段が可能かどうか試みられるべきものであり、それもしないで全部開封させ、内容を閲読して検査をするというやり方は許されない。

封筒に第三者あての信書を同封したりするような場合も考えられなくはないが、その場合でも弁護士は法令上の守秘義務を負っており、法律家と

して高度な職業倫理に拘束されている弁護士において適切な配慮が期待できる。それが悪用されることを想定して、そのようなごくわずかな可能性に対処するために信書の内容を検査するのは、必要最小限度を超える過剰な制約とすることができる。

異物混入のおそれについても、形状、重量などの外形的検査、エックス線透視検査、金属探知機検査などによって信書を開披することなく可能である。また、そうでなくても受刑者の面前で刑務官が異物混入の有無をチェックし、その場で封をさせるようにすれば足りる。これらについても、現実にそのような体制が整えられていないことは、内容検査を正当化する理由とはならないと考えるべきである。

前記のような国際的な準則や、海外の法的コミュニケーションの保障実態などに照らしても、内容検査を行うことは過剰な制約であり、国際基準からかけ離れている。

外国の実態として、例えばイギリスでは、「弁護士等からの手紙（legal letter）については開封しないが、悪用の嫌疑がある場合には職員の面前で開封させる。その場合、封筒の中を検査するが、信書の内容を記録することはない。」とされている（日本弁護士連合会・法務省矯正局「海外行刑施設等視察結果報告書」2001年7月 イギリス・ベルマーシュ刑務所）。

ドイツでは、「受刑者と社会との接触は重要であるため、手紙の内容は制限しない。開封して変な物が入っていないかを確認するのみであり、内容を読むためには特別の決定が必要である。」とされている（同上、ドイツ・テーゲル刑務所）。

オーストリアでは、「信書は原則として開いて読むことができる。弁護士、司法大臣、ヨーロッパ人権委員会あてのものは開封できない。保安上の理由があれば差し止めることができる。」とされている（同上 オーストリア連邦司法省）。

自己の処遇に関して弁護士と面会する場合は、規律・秩序阻害事由に関する特別の事情がない限り立会いが付かないことになっており（法112条）、実際にも面会の冒頭に刑務官が自己の処遇に関する面会であることを口頭で確認し、確認ができた場合には立会いが付かない運用となっているが、信書の場合に内容の検査が認められるのであれば、面会の場合と比べて著しく不均衡であるし、信書という、面会よりも簡便に意思疎通ができる手段の利用が困難となり、受刑者の法的コミュニケーションを阻害す

ることにつながる。

ちなみに、被告人との秘密交通権の侵害が問題となったいわゆる高野国賠事件の最高裁平成15年9月5日判決（判例時報1850号61頁）における梶谷・滝井裁判官反対意見は、「弁護士等が被拘留者と接見する場合、受付時間及び接見可能時間についての制限があるだけでなく、接見までの手続にかなりの待ち時間を要することもある。これのみで、被拘留者との情報の交換、助言の伝達等によるコミュニケーションを十分に行えないことが少なくないのが実情である。また、弁護士等が信書によって被拘留者に求めるものや被拘留者から得たい情報を予め被拘留者に知らせ、被拘留者においてそれらの点について整理しておくことを求めて効果的に接見を行い、その後、接見を通じて十分に行えなかったことを追加して伝達したいと考えたことを信書によって伝えるなど、信書のもつ正確性、固定性など固有の特質を活用することによって、口頭による接見を補完することができる。このようなことから、口頭による接見と信書の授受とは、相互の補完によってその目的を達するのであるから、信書の秘密は口頭による接見における秘密とその重要性において区別されるべきものではない。」として、コミュニケーション手段としての信書の独自の意義を強調している。

法127条1項と2項の関係についてであるが、先に述べたように、同条1項は信書の検査一般について、必要性があるときにのみ例外的に検査をなしうることを規定したものであるところ、同項の必要性の解釈としても、弁護士との間の法的コミュニケーションに関する信書はなお一層、原則として検査をすることは許されず、刑務所の規律及び秩序の維持等拘禁目的を阻害する現実的具体的危険性が認められる例外的な場合に限って検査ができると解すべきものである。

このように、もともと弁護士との間の信書の検査は例外的にしか許されないのであるが、その上で同条2項3号は、刑務所における自己の処遇に関する弁護士との間の信書について、その該当性を検査する場合の検査の方法を限定したものと理解される。

したがって、この点からも該当性確認のための内容検査は許容されず、外形的な検査のみに止めるべきものである。

そして同条2項ただし書は、「刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあると認めるべき特別の事情がある場合は、この限りでない」と規定するが、これは、そのような場合にのみ内容にわたる検査が許

されることを規定したものと解釈することができる。

法127条2項の文言は、内容検査が許されるかどうか不明確な規定になっており、現状のように信書に対する内容検査が横行するのはこの規定の文言に起因するところも少なくないと思われるが、立法過程及び立法趣旨に照らすと、その文言は以上のように限定的に解釈すべきものである。

なお、法129条1項後段が、弁護士等あての信書について、法127条2項各号に該当することを確認する過程で、法129条1項各号に該当することが判明した場合には信書の差止め等ができる旨を規定しており、これを根拠に法127条2項の検査は当然に内容検査を含むものと解釈する見解もある（前掲『逐条解説刑事収容施設法』649頁）。

しかし、解釈の基本としては法127条2項の検査がいかなる検査をいうと考えるべきかをまず検討し、その後法129条等の関連規定との整合性を考えるべきであり、関連規定の存在から法127条2項の解釈を決めるべきではない。前記のように法127条2項は限定的に解釈すべきであり、同項の検査は内容の検査を含まないと解すべきである。

その結果、法129条1項後段は、法127条2項ただし書により「刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあると認めるべき特別の事情」が認められて（後述のように「特別の事情」は信書外の事情から判断すべきである。）、内容検査が許された場合にのみ機能する規定であると解される。

- (3) 以上から、法127条2項の該当性確認のための「必要な限度の検査」とは、外形的な検査にとどまり、内容の検査を含まないと解すべきである。

相手方は、申立人に開封を求めた上、その信書の内容の少なくとも一部を閲読する方法により検査を行ったのであるから、必要な限度を超えて信書の検査を行ったものであり、申立人の人権を侵害するとともに、127条2項の規定にも違反したものである。

- (4) ところで、第4の1掲記の本件信書のうち(1)、(2)、(3)、(7)、(10)などは、弁護士会及び当連合会に対する人権救済申立てに関するものであるが、受刑者が自己の受けた処遇に関して、弁護士会や当連合会の人権擁護委員会に対して人権救済を申し立てた場合について、その担当弁護士が法127条2項3号に規定する「弁護士法第3条第1項に規定する職務を遂行する弁護士」に該当するかどうかについて、解釈上争いがある。

しかし、少なくとも受刑者等被拘禁者の人権救済に関わる法的コミュニケーションについては、前記の国際準則の強い要請、憲法32条に裏打ちされ

た人権保障の必要性等から、格別に保護される必要があり、前記行刑改革会議提言でもその保障が必要とされていたところである。

このような事柄の性質及び立法の経緯に照らせば、刑事被収容者処遇法の解釈としては、弁護士会、弁護士会連合会及び当連合会の人権救済申立て又はそれに関連する職務に従事する弁護士については、その規定の仕方にかかわらず同号の「弁護士」に該当するもの、あるいはそれに準ずるものとして解釈されなければならない。

なお、本件において相手方福島刑務所も、前記弁護士会人権擁護委員長あての信書について、同号に基づき、「該当性確認のための検査」や「特別の事情」の有無の検査ないし確認を行っているところである（回答書、
、
）

6 法127条2項ただし書の「特別の事情」の判断方法と本件

(1) 前記のように、本件検査は法127条2項本文の「必要な限度」を超えているが、同項ただし書によって内容検査を行うことが許容される場合なのか、すなわち、本件事案において「刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあると認めるべき特別の事情」があったのか否かが、一応問題となる。

しかし、相手方である福島刑務所からの回答書及び¹によると、規律・秩序阻害に関する特別の事情はなかったということである。したがって、本件では法127条2項ただし書によって内容検査を行うことが許容される場合ではない。

(2) また、規律・秩序阻害に関する特別の事情の有無は、信書外の事情から判断するのか、信書の内容からも判断することが許されるのかも、一応問題となる。

法127条の規範構造は、2項本文が一定の場合について、内容検査を含む1項の通常の方法を制限し、2項ただし書は「特別の事情」がある場合には再び1項に戻って内容検査をなしうるものとなっている。この法127条の規範構造からして、「特別の事情」を検査するために内容検査を行うというのでは本末転倒であり、自由かつ秘密の法的コミュニケーションを保障しようとした趣旨は完全に没却されてしまう。

よって、この「特別の事情」の有無を信書の内容を検査することによって判断することは許されない。

(3) さらに、信書外の事情により判断される法127条2項ただし書の「特別の事情」の有無は、いかなる基準で判断すべきであるかが問題となる。

法的コミュニケーションの中でも、自己の処遇に関する弁護士等あての信書については刑事施設と利害が対立する問題であるという特殊性があり、一方の対立当事者である刑事施設側が受刑者の信書の内容を検査できるとするのは本来公平を欠くことであるから、通常の法的コミュニケーションに関する信書と比べてもこの判断基準は特に厳格に解すべきであって、刑事施設の規律及び秩序を害する高度の現実的具体的危険性が存在するか否かによって判断されるべきである。

- (4) 相手方は、回答書 の 8 項及び回答書 の 3 項、4 項において、特別の事情の有無を信書に書かれている内容から判断したと解さざるを得ない回答をしていたが、回答書 では特別の事情の有無を信書外の事情から判断したと回答を改めている。

しかし、相手方からの訂正は当初の回答から 1 年以上経過した後になされており、訂正された回答の信用性は著しく低い。したがって、相手方は、特別の事情の有無を信書に書かれている内容から判断していたと認定せざるを得ない。

そうすると、相手方が特別の事情の有無を判断するために信書の内容を検査したことは、その目的において既に法 127 条 2 項の「必要な限度」を超えるものであり、違法であるというべきである。

7 本件における信書開封の問題について

- (1) 本件では、申立人が封をしたまま弁護士等あての信書の発信の申し出をしたのに対して、相手方職員がその開封を「指導」し、申立人は結局これに従って自ら開封している。

この点に関してまず、弁護士等あての信書が封をされたまま発信の申し出がされた場合に、刑務所がこれを開封したり、開封を求めたりすることの是非について検討する。

前記のとおり、そもそも、弁護士等あての信書の場合には法 127 条 1 項の検査の必要性があることは原則として考えられず、また同条 2 項の「必要な限度の検査」として内容の検査は許されない。さらに、異物の混入などについては形状、重量などの外形的検査、エックス線透視検査、金属探知機検査などによって信書を開披することなく可能である。そしてそのような外形的検査によって異物混入の合理的疑いがあるもののみ開封させれば足りる。

また仮に、異物混入の検査のため、受刑者の面前で刑務官が異物をチェックし受刑者自らに封をさせればよいとする立場に立ったとしても、一旦封をした状態で提出された信書については、前記と同様に外形的検査やエックス

線透視検査など別の手段で異物混入をチェックし、異物混入の合理的疑いのあるもののみ開封させれば目的を達するのであって、全ての信書を開封させるのは余りにも行き過ぎた規制である。

したがって、封をした状態で提出された弁護士等あての信書について、規律及び秩序を害する具体的現実的危険性もないのに、一律にその開封をし、又は開封を求めることに法令上の正当な根拠はなく、違法というべきである。

(2) 次に、刑務所職員が自ら開封したのではなく、刑務所職員が受刑者に開封するよう「指導」した場合でも違法といえるかを検討する。

この点、東京高裁平成4年2月27日判決は、「本件抹消指示は、法令上の根拠を背景に、拘置所の管理運営上発送が不相当との判断のもとに、これに従わないときは法令に基づく強制処分に移行することがあることを前提に行われ、被控訴人においても拘置所側で抹消することを予想して応じたにすぎず、担当処遇区の係長から指示された部分を指示に従って抹消したと認められる。」として、この指導措置を違法であるとしている（鴨下守孝『全訂2版 新行刑法要論』169頁（東京法令出版，2009年））。

前記裁判例は、信書の抹消の事案でなくても、刑務所において法令上の根拠を背景にして受刑者がこれに従わないときには法令に基づく強制処分に移行することがありうることを前提に指導を行った場合において、刑務所側が背景とした法令上の根拠が実はなかったようなときは、指導にとどまる場合であっても違法となることがあり得ることを示している。

したがって、本件において、封をした状態で提出された信書の開封を指導すること自体に法令上の根拠がなく、実質的に開封を余儀なくされたものといえ、前記の「指導」をしたことは違法である。

第6 まとめ

以上のとおり、相手方福島刑務所が、申立人が発信を求めた本件各信書について、全通について開封を求めた上、その信書の内容の少なくとも一部を閲読する方法により行った検査は、憲法13条、21条及び32条、並びに国際人権（自由権）規約19条2項、14条1項等の国際準則に反し、弁護士等との自由かつ秘密に通信する権利、ひいてはその裁判を受ける権利を侵害するものである。

そして、被収容者処遇法126条、127条等の実定法解釈としても、受刑者の発受する信書の検査は、一般にも必要がある場合にのみ例外として行われるべきものであるところ、特に弁護士等との間で発受される信書においては自

由かつ秘密に通信することが強く要請されるのであり，具体的根拠に基づき刑事施設の規律及び秩序の維持等の拘禁目的を阻害する現実的危険性が信書外の事情から認められる場合にのみ，検査をなし得るものとして取り扱うべきである。

そして，弁護士等との間で発受する信書が刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇に関するものである場合には，受刑者と刑事施設側との利害が直接に対立する問題であることに鑑みて，とりわけ自由かつ秘密に通信を行う要請が高度であるから，その処遇に関するものである場合に該当することを口頭で確認するにとどめ，信書外の事情から刑事施設の規律及び秩序を害する高度の現実的具体的危険性が存在するなどの特別の事情がない限り，その内容の検査をしてはならないものとして取り扱うべきものである。

さらに，弁護士等あての信書が封をされた状態で提出された場合にも，外形的検査やエックス線透視検査など何らかの外形的方法で異物混入の有無を検査し，異物混入の合理的疑いのあるもののみを開封させれば足り，原則としてこれを開封させたり内容の検査をすることはできないものとして取り扱うべきである。

従って，福島刑務所の所為は，刑事被収容者処遇法 127 条に違反する違法なものであるから，同刑務所に対し，別紙のとおり，受刑者が弁護士等あての信書の発信を求めた場合，原則として検査の必要がないものとして取り扱い，それが刑務所において自己が受けた処遇に関するものである場合には，そのことを口頭で確認するにとどめ，前記の特別の事情がない限り内容の検査をしてはならず，また，その信書が封をされた状態で提出された場合でも，外形などから異物混入の合理的疑いが認められない限り，これを開封させることなく発信させるよう勧告するのを相当と思料する。